

岩手県告示第819号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成27年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性 判定機関の名称	変更事項	内 容		変更しようとする 年月日
		変更前	変更後	
日本建築検査協会株式会社	事務所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目15 番6号 松木ビル3階	東京都中央区日本橋三丁目13 番11号 油脂工業会館5階	平成27年9月24日